

# 教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和7年6月12日(木) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

## 議決事項

第1 議案第30号 区立幼稚園の適正配置について

## 報告事項

第1 墨田区議会正副議長の就任について(資料1)

第2 墨田区議会常任委員会及び議会運営委員会委員名簿、墨田区議会特別委員会委員名簿について(資料2)

第3 墨田区監査委員の就任について(資料3)

第4 令和6年度定期監査(第2回)等の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について(資料4)

第5 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖(臨時休業)について(資料5)

第6 令和7年度墨田区地域学校協働活動推進員の委嘱について(資料6)

7 墨 議 第 3 9 8 号

令和 7 年 5 月 2 9 日

各部（室・担当・次・局）長  
会 計 管 理 者 様

墨田区議会事務局長  
福 谷 光 広  
(公印省略)

## 墨田区議会正副議長の就任について（通知）

令和 7 年 5 月 2 9 日開会の令和 7 年度墨田区議会定例会招集議会において、  
下記のとおり正副議長が就任しましたので、お知らせいたします。

## 記

職 名	氏 名	住 所	電話番号	所属会派
議長	さとう あつし 佐藤 篤	墨田区京島 3-9-10-101	090-8567-8293	自民党
副議長	かのう すすむ 加納 進	墨田区本所 4-24-5 1F	03-3623-6004	公明党

※自民党＝墨田区議会自由民主党・無所属

※公明党＝墨田区議会公明党

(令和7年5月29日現在)

企画総務 委員会 (8人)	◎堀 よしあき (自民党)
	○大 門 しろう (自民党)
	船 橋 けんご (墨維新)
	藤 崎 こうき (自民党)
	坂 井 ユカコ (自民党)
	あ べ きみこ (墨未来)
	村 本 ひろや (共産党)
	と も 宣 子 (公明党)
区民福祉 委員会 (8人)	◎高 橋 正 利 (公明党)
	○小 林 しょう (自民党)
	井 上 裕 幾 (自民党)
	ちようなん貴則 (墨未来)
	たきざわ正宜 (自民党)
	中 村 あきひろ (立憲墨)
	加 納 進 (公明党)
	井 上 ノエミ (新すみ)
地域産業都市 委員会 (8人)	◎はねだ 福代 (公明党)
	○甲 斐 まりこ (墨未来)
	加 藤 ひろき (自民党)
	あ べ よしたけ (自民党)
	たかはしのりこ (公明党)
	山 下 ひろみ (共産党)
	佐 藤 篤 (自民党)
	桜 井 浩之 (無所属)
子ども文教 委員会 (8人)	◎福 田 はるみ (自民党)
	○おまた 雄一 (公明党)
	稲 葉 かずひろ (自民党)
	遠 藤 ミホ (立憲墨)
	しみず 良平 (墨維新)
	しもむら 緑 (自民党)
	おおこし 勝広 (公明党)
	としま 剛 (共産党)
議会運営 委員会 (9人)	◎坂 井 ユカコ (自民党)
	○村 本 ひろや (共産党)
	加 藤 ひろき (自民党)
	井 上 裕 幾 (自民党)
	あ べ きみこ (墨未来)
	福 田 はるみ (自民党)
	と も 宣 子 (公明党)
	高 橋 正 利 (公明党)
	欠 員

(備考)

◎委員長

○副委員長

(自民党) 墨田区議会自由民主党・無所属

(公明党) 墨田区議会公明党

(墨未来) すみだ未来フォーラム(国民・都フア)

(共産党) 日本共産党墨田区議会議員団

(立憲墨) 立憲民主党墨田区議団

(墨維新) 墨田区議会日本維新の会

(新すみ) 新しいすみだ

(無所属) 無所属すみだ

## 墨田区議会特別委員会委員名簿

(令和7年5月29日現在)

議会改革 特別委員会 (10人)	◎あべ きみこ (墨未来)
	○稲葉 かずひろ (自民党)
	大門 しろう (自民党)
	遠藤 ミホ (立憲墨)
	堀 よしあき (自民党)
	村本 ひろや (共産党)
	佐藤 篤 (自民党)
	高橋 正利 (公明党)
	おおこし 勝広 (公明党)
	井上 ノエミ (新すみ)
墨田区基本構想調査 特別委員会 (12人)	◎とも 宣子 (公明党)
	○あべ よしたけ (自民党)
	加藤 ひろき (自民党)
	おまた 雄一 (公明党)
	ちょうなん 貴則 (墨未来)
	しみず 良平 (墨維新)
	藤崎 こうき (自民党)
	たきざわ 正宜 (自民党)
	坂井 ユカコ (自民党)
	加納 進 (公明党)
	桜井 浩之 (無所属)
としま 剛 (共産党)	
高齢者対策 特別委員会 (10人)	◎たかはし のりこ (公明党)
	○中村 あきひろ (立憲墨)
	小林 しょう (自民党)
	船橋 けんご (墨維新)
	井上 裕幾 (自民党)
	甲斐 まりこ (墨未来)
	はねだ 福代 (公明党)
	山下 ひろみ (共産党)
	しもむら 緑 (自民党)
福田 はるみ (自民党)	

(備考)

- ◎委員長 (自民党) 墨田区議会自由民主党・無所属  
○副委員長 (公明党) 墨田区議会公明党  
(墨未来) すみだ未来フォーラム (国民・都ファ)  
(共産党) 日本共産党墨田区議会議員団  
(立憲墨) 立憲民主党墨田区議団  
(墨維新) 墨田区議会日本維新の会  
(新すみ) 新しいすみだ  
(無所属) 無所属すみだ

## 議員政治倫理調査特別委員会委員名簿

(令和7年5月29日)

委員長	とも宣子	(公明党)
副委員長	しみず良平	(墨維新)
委員	堀よしあき	(自民党)
〃	坂井ユカコ	(自民党)
〃	はねだ福代	(公明党)
〃	中村あきひろ	(立憲墨)
〃	山下ひろみ	(共産党)
〃	加納進	(公明党)

(自民党) 墨田区議会自由民主党・無所属

(公明党) 墨田区議会公明党

(共産党) 日本共産党墨田区議会議員団

(立憲墨) 立憲民主党墨田区議団

(墨維新) 墨田区議会日本維新の会

7 墨総職第 6 0 1 号  
令和 7 年 5 月 2 9 日

各部（室・担当・次・局）長  
会 計 管 理 者 様

総務部長 中山 誠  
(公印省略)

墨田区監査委員の就任について（通知）

このことについて、下記のとおり就任しましたので、お知らせします。

記

就任者（令和 7 年 5 月 2 9 日付）

氏 名	住 所	選 任 区 分
おおこし 勝広	東京都墨田区八広一丁目 9 番 3 号	区議会議員選出

なお、しもむら 緑 前委員は、令和 7 年 5 月 2 8 日をもって退任しました。

7 墨監第 1 6 5 号  
令和 7 年 5 月 2 7 日

墨田区教育委員会教育長  
加 藤 裕 之 様

墨田区監査委員 岩 佐 一 郎  
同 大 清 水 善 信  
同 小 暮 和 敏  
同 し も む ら 緑

令和 6 年度定期監査（第 2 回）等の結果に基づき区長等が講じた措置の  
公表について（通知）

このことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、下記のとおり  
措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法  
墨田区告示式による。
- 2 公表日  
令和 7 年 5 月 2 7 日
- 3 公表文  
別紙のとおり





墨田区監査委員公告第 1 号

令和6年度定期監査(第2回)等の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により公表する。

令和7年5月27日

墨田区監査委員 岩 佐 一 郎

同 大清水 善 信

同 小 暮 和 敏

同 し も む ら 緑



## 令和6年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

## 指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 定期監査</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。</p> <p>a 事案の決定手続が確認できないもの</p> <p>(b) 消耗品の購入、借上、印刷及び委託等に係る起案文書がないものがあった。(指導室、地域教育支援課)</p> <p>b 事案の決定手続に誤りがあるもの</p> <p>(e) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(学務課)</p>	<p>(1) 定期監査</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(ア)</p> <p>a</p> <p>(b) 改めて購入に係る起案文書を作成し、適正な事務手続きを行った。</p> <p>消耗品の購入に関する起案を年度当初に行ったと認識していたが、一部の消耗品のみに関するものであったため、今回廃案手続きを行い、改めて消耗品全般に関する起案を行った。</p> <p>b</p> <p>(e) 担当職員本人に根拠規程を確認してもらったうえで正しい決定区分に修正させ、複数の職員でチェックを行った。</p>

## 令和6年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

## 監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 事務の適正な執行について</p> <p>今回も事務事業の決定手続の漏れや誤りが多くの課で発生した。事務事業の実施に先立ち、組織内の意思決定を受けること、そしてその決定は権限を有する者が行わなければならないことは、公務を行う上での基本である。その基本が守られていない事案が多発していることは、看過できない事態である。</p> <p>特に、金額によって決定権者の区分が定められている事案において、漫然と昨年度と同じ決定区分としてしまうものが多い。公金の支出は、厳格な手続により行わなければならないものである。このような誤りが生じないように、改めて、職員一人一人が決定手続の重要性を深く認識し、起案時には決定区分等の確認を毎回徹底するとともに、職場内でのチェック体制を再整備されたい。</p> <p>さらに、特殊勤務手当の不適正な支給、取得可能日数を超えた休暇の承認、旅費の誤支給も多く見受けられた。原因は、申請時のシステムへの入力ミスや職員の勘違いと思われる。1件当たりの額は数十円から数百円の程度とはいえ、不正行為として服務事故にもつながりかねない事象であることを肝に銘じ、申請時には本人はもちろん承認者も十分に注意されたい。また、令和7年度には新たな内部情報システムが導入されるため、そのチェック機能を最大限に活用し、ミスのないよう適切に取り組みされたい。</p> <p>これらの不適正な事案は、定期監査の都度、監査委員が指摘・</p>	<p>(1) 事務の適正な執行について</p> <p>根拠規程の確認と理解を各職員に徹底する。併せて、起案時や決裁時に複数で確認を行うよう、組織的チェック体制を強化するとともに、過去に誤りのあった案件についてはリスト化し、決定手続に漏れがないよう適宜確認を行う。また、指導・注意事項の事案となった「旅費の誤支給」について、申請時には職員が利用する経路をその都度確認するよう指導するとともに、新たな内部情報システムになったことで、職員及び承認者に旅費の入力に係るマニュアルを確認するよう周知する。さらに、決裁時において、承認者及び決定権者の確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

指導・注意しているものであり、毎年、同一・類似の誤りが複数の職場において発生している。区長等からは、その度再発防止策等の措置を講じた旨の通知が監査委員にあり、区民にも公表している。それにもかかわらず、このような事態が毎年繰り返されることは、その措置が予防策として効果を発揮していないと言わざるを得ない。改めて、全庁で当該措置内容を共有し、ミスを未然に防ぐための抜本的な仕組みを整備するなど、真に実効性の高い内部統制体制を構築することを求める。

## (2) DXの推進に向けた取組について

近年、デジタル技術を活用した業務変革が自治体DXとして注目されている。それは、単に書類を紙ベースからデジタルベースに変換するのではなく、業務自体を見直しそのプロセスを簡素・明瞭化することにより、区民と行政双方の利便性や効率性を向上させることである。ひいては、区民サービスの向上と職員の働き方改革の実現につながるものである。

今回の監査を通して、多くの部署でDXを実施していることが確認できた。また、現在実施していない部署でも、今後の取組に向けた具体的な検討がなされているほか、業務改革に真摯に取り組んでいることがうかがえた。ただし、「待たされない窓口」については、実施済み又は今年度実施予定の部署が14、来年度以降実施予定の部署が4にとどまり、他の取組と比べ低調であった。これは、窓口のない部署やオンライン申請が確立している部署において記入がなかったとも推察されるが、DX人材育成研修やDX展の開催など、職員の機運醸成に全庁的に取り組んでいることから、今後の事業展開を期待する。

こうした取組が、区民や職員にますます浸透すれば、区の仕事も大きく変わり、今後官民ともに業務の多忙化や人手不足が懸

## (2) DXの推進に向けた取組について

教育委員会では、区民サービスの向上として、就学援助（入学準備金やメガネ購入費等）や学校における外国籍児童・生徒入学及び地域部活動の入部希望の申請、各講座の参加者募集の申込や図書館での新規利用申請等、窓口に行かなくても申請や申込ができる取組を行っている。

また、すみだスクールサポートティーチャーの活用についての学校向けアンケートや区立図書館利用者のアンケートにおいて、L o G oフォームの活用により集約を簡潔化するなど、業務の効率化を図っている。引き続き、他部署の取組や職員からのアイデア等をもとにさまざまな手法を試みるとともに、電子申請等が難しい区民に対しても代替となる方法を確保し、よりよい行政サービスを推進していく。

念される中、今まで以上の行政サービスの提供が可能になる。加えて、各種申請等における区民や職員の記入・転記ミスや書類の紛失等の防止につながり、上記(1)で示した不適正な事案の減少も期待できる。については、全庁的に各部署の取組状況を共有するとともに、若い職員や区民の斬新なアイデアも取り込むなど、従前の手法にとらわれない新たな取組を実践されたい。

最後に、ICTの導入やデジタル化は業務改革の一つの手段に過ぎず、DXの目的は、誰もがデジタル化の恩恵を受け、豊かさを実感できる「誰一人取り残さない社会」の実現にある。したがって、障害や高齢などの理由により電子申請やL o G oフォームでの申込みが難しい区民が存在することも常に念頭に置き、デジタルデバインド対策や代替手法の確保など区民に寄り添った対応を求めるものである。

## 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

## 1. 学級閉鎖措置の状況

## 【感染症等に伴う学級閉鎖（臨時休業・時間短縮）の状況】

学校名	学年・学級	臨時休業の期間	感染症種別
菊川小学校	1年3組	令和7年5月30日(金)から 6月1日(日)まで	感染性胃腸炎
菊川小学校	2年1組	令和7年5月30日(金)から 6月1日(日)まで	感染性胃腸炎

## 《参考》

学校において予防すべき感染症の拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間及びその取り扱い

## ○臨時休業（学級閉鎖）期間

感染症	欠席率	臨時休業期間	備考
新型コロナウイルス感染症 季節性インフルエンザ 等	20～30%	3日間程度	臨時休業期間は、学校医等に相談のうえ、状況に応じて判断する

※ 臨時休業期間は、学校医に相談のうえ状況に応じて短縮・延長することを可能としている。

## 令和7年度墨田区地域学校協働活動推進員の委嘱について

## 1 趣旨

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を円滑に推進するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、学校運営協議会設置校である第三吾嬬小学校長、八広小学校長及び竪川中学校長から推薦された候補者を、墨田区地域学校協働本部事業実施要綱第3条第2項に基づき委嘱した。

## 2 委嘱対象者

## (1) 第三吾嬬小学校

- ア 堀口 義晃（寺中地区青少年育成委員会委員長）
- イ 栗原 史成（青少年委員）
- ウ 清水 洋志（PTA会長）

## (2) 八広小学校

- ア 坂井 正廣（吾嬬二中地区青少年育成委員会委員長）
- イ 泉 和典（元PTA会長）
- ウ 橋本 亮（PTA会長）

## (3) 竪川中学校

- ア 横井 新一（学校運営協議会委員長）
- イ 志波 洋子（主任児童委員）
- ウ 中山 善光（PTA会長）

## 3 委嘱主体

墨田区教育委員会

## 4 委員任期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 5 根拠規定

- (1) 社会教育法第9条の7
- (2) 墨田区地域学校協働本部事業実施要綱
- (3) 墨田区地域学校協働本部事業運営要領

# 地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正について

## 改正の概要(平成29年3月改正、同年4月施行)

平成27年12月の中教審答申(地域と学校の連携・協働)を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置を努力義務化。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

## <地域と学校の協働体制のイメージ>

